平成２２年（フ）第３７８３号
札幌市手稲区稲穂２条６丁目１番５号　コーポウィング205号
債務者　木村　秀幸
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８８１号
札幌市北区新琴似７条13丁目３番27号
債務者　廣瀬ヒデ子
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８８３号
札幌市豊平区水車町２丁目１番12号　リバアハイツＢ―210号
債務者　遠藤砂也香（旧姓梅岡）
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９１２号
札幌市白石区菊水９条１丁目３番18号　第一エスビーハイツ205号
債務者　澤川　宣夫
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９６０号
札幌市西区発寒６条４丁目３番２―201号
債務者　兵庫　　昌
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０８８号
札幌市白石区北郷１条４丁目３番28号　エールマンション５号
債務者　小林　典子
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１４４号
札幌市白石区本通17丁目北17番12―203号
債務者　成田　美枝
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７号
札幌市東区北40条東12丁目３番１号　オプスシーズ105号
債務者　谷口　政美
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２号
北海道千歳市緑町３丁目１番５―３号
債務者　渋谷　寿彦
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７号
北海道留萌市花園町１丁目４番５―303号　グレートハピネス
債務者　高橋　秀美
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２２年（フ）第１８号
北海道留萌市瀬越町80番地の４
債務者　赤川　和弘
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２２年（フ）第１９号
北海道留萌市元町３丁目41番地の１
債務者　千葉　正子
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２２年（フ）第２０号
北海道留萌市沖見町５丁目68番地の１　あかしあ４号棟５号室
債務者　川俣絵里子
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２２年（フ）第２１号
北海道留萌市宮園町３丁目１番地
債務者　野嶋　博幸
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２２年（フ）第２２号
北海道留萌市宮園町３丁目１番地
債務者　野嶋　梅子
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２２年（フ）第４１８号
群馬県高崎市大八木町568番地３
債務者　横塚　時也
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１０号
群馬県藤岡市森67番地Ｂ棟
債務者　小須田　猛
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
前橋地方裁判所高崎支部